

東京大学文書館利用等規則(抄) 新旧対照表

改正後			改正前			備考																
<p>東京大学文書館利用等規則</p> <p>第1章 総則～第6章 雑則 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 料金表 (第19条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定歴史公文書等の媒体</th> <th>写しの交付の実施の方法</th> <th>実施手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)</td> <td>イ 複写機により用紙に複写したものの交付(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)</td> <td>モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円</td> </tr> <tr> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> </tr> </tbody> </table>			特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 複写機により用紙に複写したものの交付(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円	[削る。]	[削る。]	<p>東京大学文書館利用等規則</p> <p>第1章 総則～第6章 雑則 [略]</p> <p>[加える。]</p> <p>別表 料金表 (第19条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定歴史公文書等の媒体</th> <th>写しの交付の実施の方法</th> <th>実施手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)</td> <td>イ 複写機により用紙に複写したものの交付(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)</td> <td>モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円</td> </tr> <tr> <td>ロ <u>第7条により作成された複製物(モノクロマイクロフィルム)を用紙に出力したものの交付</u></td> <td><u>用紙1枚につき 50 円(A4 モノクロのみ)</u></td> </tr> </tbody> </table>			特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 複写機により用紙に複写したものの交付(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円	ロ <u>第7条により作成された複製物(モノクロマイクロフィルム)を用紙に出力したものの交付</u>	<u>用紙1枚につき 50 円(A4 モノクロのみ)</u>	<p>写しの交付の一部(マイクロフィルム(複製物)を用紙に出力したもの)について、利用者の要望がなく取りやめるため、写しの交付に</p>
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額																				
一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 複写機により用紙に複写したものの交付(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円																				
	[削る。]	[削る。]																				
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額																				
一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 複写機により用紙に複写したものの交付(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円																				
	ロ <u>第7条により作成された複製物(モノクロマイクロフィルム)を用紙に出力したものの交付</u>	<u>用紙1枚につき 50 円(A4 モノクロのみ)</u>																				

					関する規定を修正するもの
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき40円、カラーは用紙1枚につき50円(いずれもA4～A3まで同額)		ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき40円、カラーは用紙1枚につき50円(いずれもA4～A3まで同額)
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき70円に1ファイルごとに40円を加えた額		ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき70円に1ファイルごとに40円を加えた額
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき100円に1ファイルごとに40円を加えた額		ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき100円に1ファイルごとに40円を加えた額

二 [略]	イ [略]	[略]	二 [略]	イ [略]	[略]	
	ロ [略]	[略]		ロ [略]	[略]	
	ハ [略]	[略]		ハ [略]	[略]	
備考 表中の[ ]の記載は注記である。						